

令和 6 年度 第 3 回
白井市都市計画審議会
議 案 書

期日 令 和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

場所 白井市役所東庁舎 1 階 会議室 1 0 1

議案第 1 号

印西都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

印西都市計画生産緑地地区の変更(白井市決定)

印西都市計画生産緑地地区中西白井南第一第一種生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	一部廃止 △約 0.10 ha
	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	地積更正 △約 0.00 ha (△ 10 m ²)
			一部廃止 △約 0.07 ha
	白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	地積更正 約 0.11 ha
			錯誤 △約 0.61 ha
			一部廃止 △約 2.59 ha
30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	地積更正 △約 0.04 ha
33	河原子第三生産緑地地区	約 - ha	地積更正 約 0.02 ha
			廃止 △約 0.64 ha
34	河原子第四生産緑地地区	約 0.56 ha	一部廃止 △約 0.11 ha
38	河原子第八生産緑地地区	約 - ha	廃止 △約 0.17 ha
合 計		約 8.16 ha	一部廃止、廃止、錯誤及び地積更正 △約 4.20 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

1. 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う廃止
2. 分筆等による地積更正
3. 合計面積の錯誤

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	廃 止	地積更正 錯誤	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
7	約 3.68 ha	△ 約0.52ha	△ 約4.20ha	38	約 31.17 ha	40	約 35.37 ha

変更理由書

白井市では、昭和 61 年 12 月 23 日に旧生産緑地法に基づき、第一種生産緑地地区約 30.2 ヘクタールを指定した。

また、平成 13 年 4 月 1 日の市制施行に伴い三大都市圏の特定市となったため、平成 13 年 11 月 16 日に改正生産緑地法に基づき、約 23.05 ヘクタールを指定し、さらに平成 14 年 11 月 22 日に土地区画整理事業区域内において約 0.66 ヘクタールを追加指定し、現在では 40 地区、約 35.37 ヘクタールが指定されている。

今回、変更される生産緑地地区は、旧生産緑地法地区 3 地区、改正生産緑地法地区 4 地区の計 7 地区である。

旧生産緑地法地区 3 地区は、指定後 10 年の行為制限期間の経過により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部を廃止するものである。なお、内一地区は、地積更正等により生産緑地地区の面積が増加したことから、併せて都市計画面積の変更を行う。また、内一地区は、錯誤により生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

改正生産緑地法地区 3 地区は、主たる従事者の故障及び死亡により、所有者から生産緑地法第 10 条による生産緑地の買取の申出がなされた。その後、生産緑地法第 11 条による生産緑地の買取らない旨の通知を行うとともに、白井市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋を行ったが、取得希望者がなかった旨の回答があったことから、「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われ

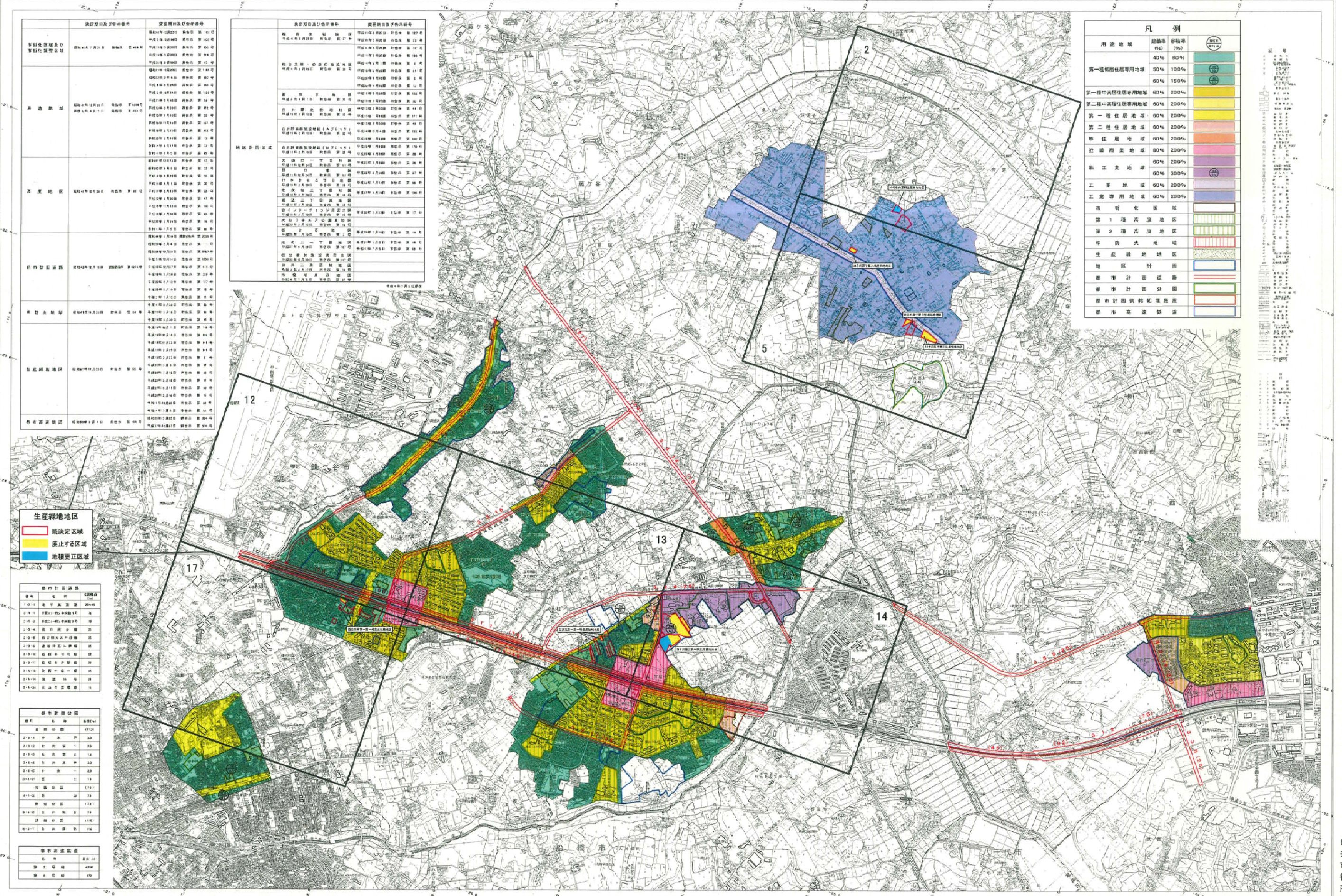
たことから一部及び全部を廃止するものである。

改正生産緑地法地区 1 地区は、地積更正等により生産緑地地区の面積が減少したことから、都市計画面積の変更を行うものである。

白井市都市計画図

1:10,000
白井市

令和五年十一月



凡 例		
用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	40%	80%
第一種中層住居専用地域	50%	100%
第二種中層住居専用地域	60%	150%
第一種住居地域	60%	200%
第二種住居地域	60%	200%
準住居地域	60%	200%
近隣商業地域	80%	200%
準工業地域	60%	200%
工業地域	60%	300%
工業専用地域	60%	200%
市街化区域		
第1種市街化区域		
第2種市街化区域		
市街化区域		
生産緑地地域		
地区計画		
都市計画道路		
都市計画街路		
都市計画線		

生産緑地地区	
既定区域	
廃止区域	
地積更正区域	

都市計画道路	
番号	名称
1-1-1	北千手街道
1-1-2	北千手街道
1-1-3	北千手街道
1-1-4	北千手街道
1-1-5	北千手街道
1-1-6	北千手街道
1-1-7	北千手街道
1-1-8	北千手街道
1-1-9	北千手街道
1-1-10	北千手街道
1-1-11	北千手街道
1-1-12	北千手街道
1-1-13	北千手街道
1-1-14	北千手街道
1-1-15	北千手街道
1-1-16	北千手街道
1-1-17	北千手街道
1-1-18	北千手街道
1-1-19	北千手街道
1-1-20	北千手街道

都市計画公園	
番号	名称
1-1-1	北千手公園
1-1-2	北千手公園
1-1-3	北千手公園
1-1-4	北千手公園
1-1-5	北千手公園
1-1-6	北千手公園
1-1-7	北千手公園
1-1-8	北千手公園
1-1-9	北千手公園
1-1-10	北千手公園
1-1-11	北千手公園
1-1-12	北千手公園
1-1-13	北千手公園
1-1-14	北千手公園
1-1-15	北千手公園
1-1-16	北千手公園
1-1-17	北千手公園
1-1-18	北千手公園
1-1-19	北千手公園
1-1-20	北千手公園

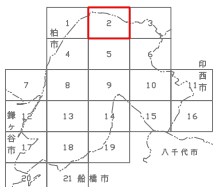
都市計画線	
番号	名称
1-1-1	北千手線
1-1-2	北千手線
1-1-3	北千手線
1-1-4	北千手線
1-1-5	北千手線
1-1-6	北千手線
1-1-7	北千手線
1-1-8	北千手線
1-1-9	北千手線
1-1-10	北千手線
1-1-11	北千手線
1-1-12	北千手線
1-1-13	北千手線
1-1-14	北千手線
1-1-15	北千手線
1-1-16	北千手線
1-1-17	北千手線
1-1-18	北千手線
1-1-19	北千手線
1-1-20	北千手線

2 (IX-KE 65-1)



 既決定区域
 地積更正区域

2 (IX-KE 65-1)

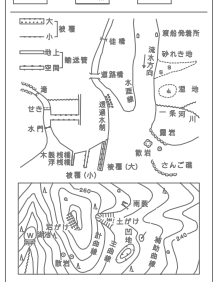


記 号

	建	物	△ 37.2 三角点
	堅ろう	建物	● 12.04 水準点
	堅ろう	建物	○ 42.3 歩点 (合二基準点)
	普通用	組合	▽ 35.6 合二基準点 (合二水準点)
	堅ろう	用組合	■ 25.73 合二基準点 (合二水準点)
	堅ろう	用組合	△ 45.6 堀石をしない で土を固める
			● 25.6 掘り出した土を 固める
			● 18.7 掘り出した土を 固める

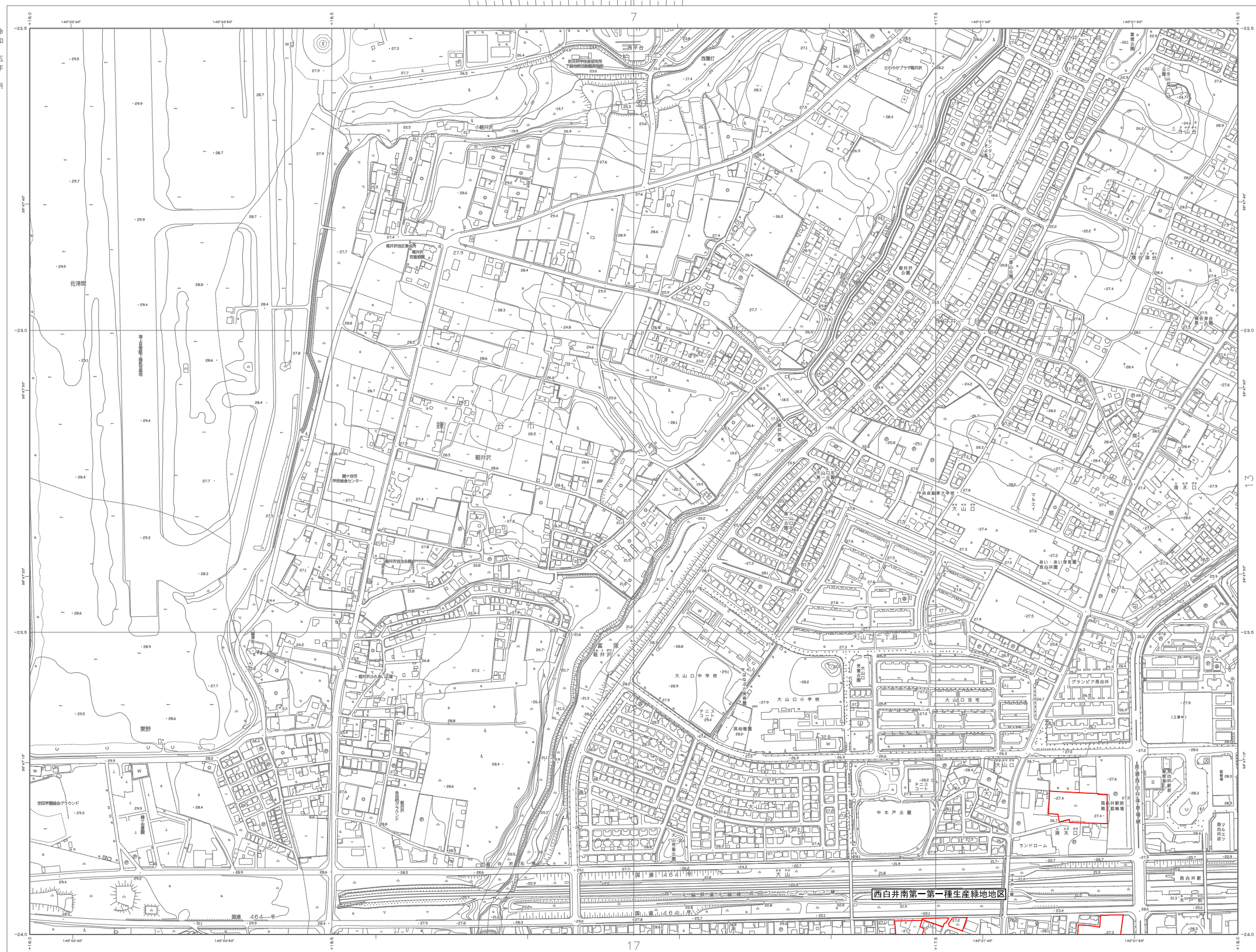
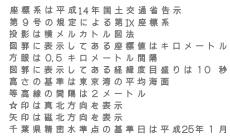
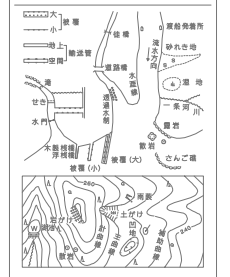
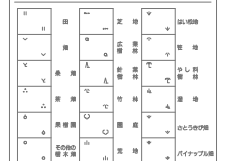
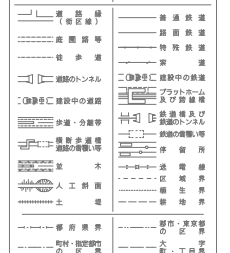
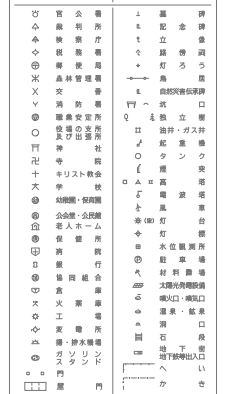
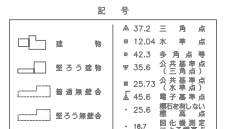
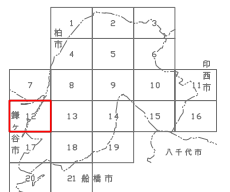
[illegible]

 高速道路 (要区線)	 国道	 県道	 市道
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路
 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路	 有料高速道路

[illegible]

庫係系平定14年国土交通省告示
 第9号は規定により国土交通省告示
 投影に換算したものである。値はキロメートル単位
 図面に表示する0.5センチメートルの距離は、
 図面では表示する0.5センチメートルの距離は、
 高緯度の間隔を2センチメートルとし、
 赤道以北の緯度を北緯と南緯とに分け、
 矢千厘は東経西経の点、半日は平成25年1月1日

2 (IX-KE 65-1)



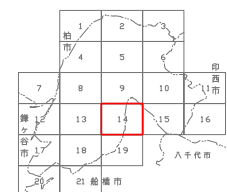
14 (IX-KE 75-3)



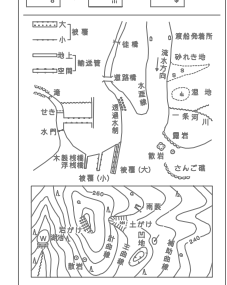
凡 例

	既決定区域
	廃止する区域
	地積更正区域

14 (IX-KE 75-3)



記 号	
	△ 37.2 三 角 点
	□ 12.04 水 準 点
	△ 42.3 分 角 点 等
	▽ 35.6 分 角 点 等
	△ 25.73 合 基 準 点
	△ 45.6 合 基 準 点
	△ 25.6 橋 石 等 点
	△ 18.7 固 化 層 頂 点

[illegible]

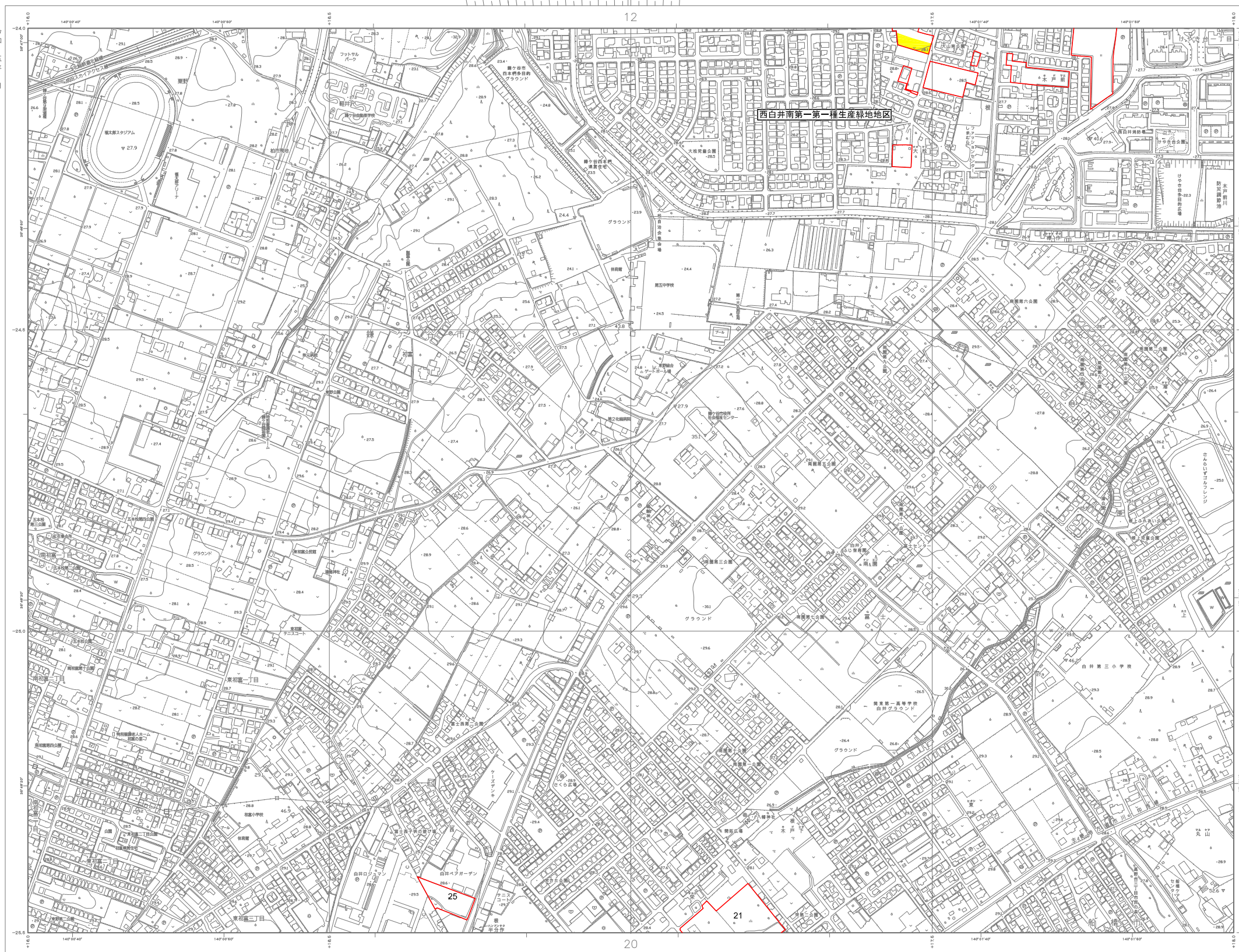
座標系は平成14年国土交通省告示
 第9号の規定による第Ⅱ座標系
 投影は横メルカトル図法
 国界は表示してある座標値はキロメートル単位
 方眼は0.5キロメートル間隔
 国界に表示してある経緯度値は10秒間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 ☆印は真北方向を表示
 ☆印は磁北方向を表示
 千葉県清水水郷の基準日は平成25年1月1日

14 (IX-KE 75-3)

計 画 機 関 白 井 市
作 業 機 関 株 式 会 社 バ ス コ

17 (IX-KE 84-1)

 既決定区域
 廃止する区域



(4)  1. (1)平成22年12月撮影 撮影コース(C8, C9, C10) (画像撮影による)平面直角座標値は、世界測地系(2011)とする
(2)関ヶ原市都市計画基本図と重複
(3)龍崎市都市計画基本図と重複
(4)龍崎市都市計画基本図と重複

2. 平成25年10月現地調査
3. 平成28年12月撮影
4. 平成29年7月現地調査
5. 令和元年12月撮影
6. 令和2年7月現地調査

この調査成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 平25 関公 第329号

この調査成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 平29 関公 第79号

この調査成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 今2 関公 第109号

この関係は、船舶免許(乗船免許)船舶計3899号の承認を受けて操縦したものである。
この関係は、乗客が一人に制限される乗合では、乗客の数の制限を受けなかった。

計 画 機 関 白 井 市
作 業 機 関 株 式 会 社 パ ス コ

[illegible]

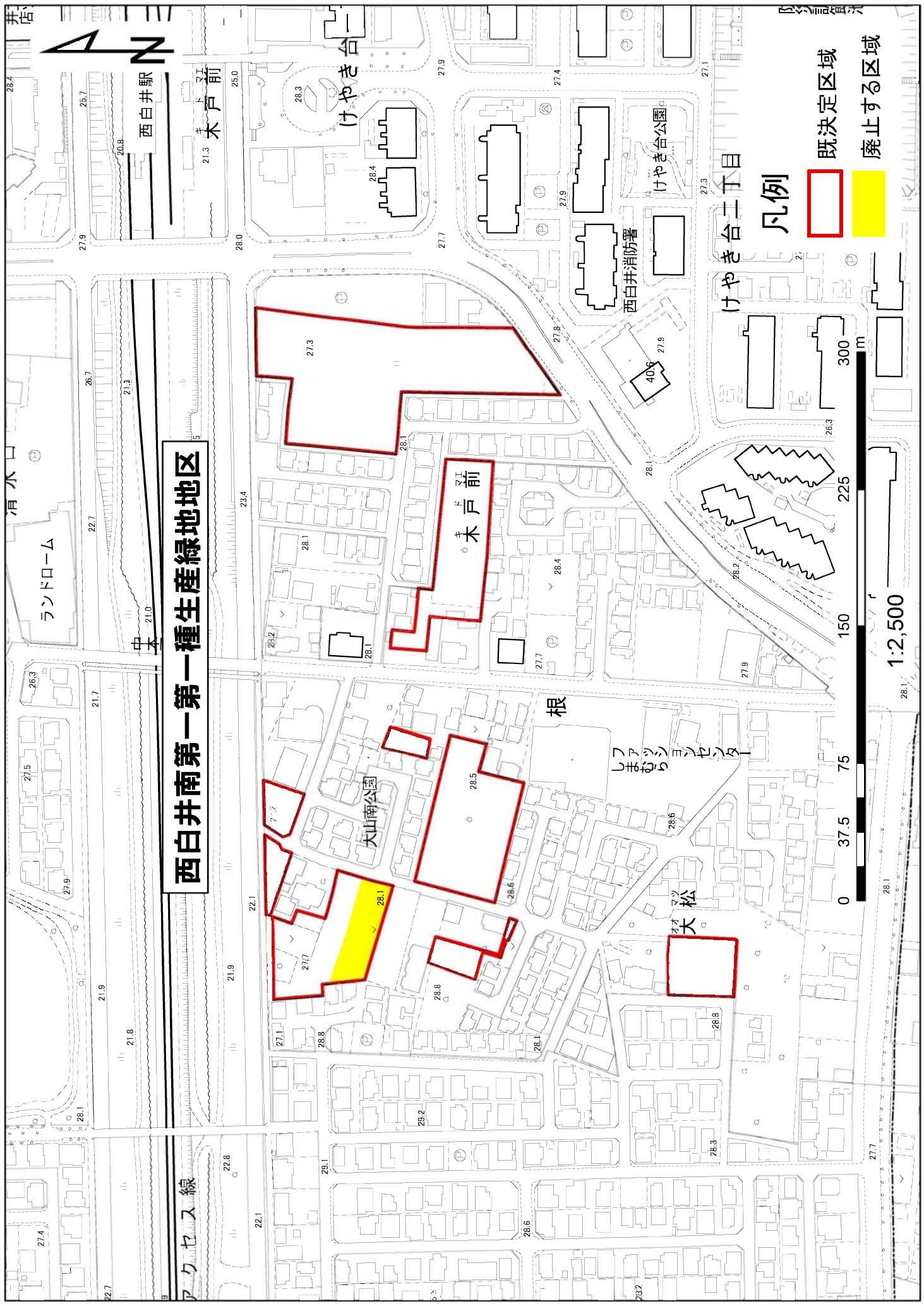
	道 (鉄道線)	——	普通鉄道
	庭園路等	——	新幹線
	徒歩道	——	特設鉄道
	道路トンネル	——	索道
	建設中の道路	二線三線	建設中の鉄道
	歩道・分離等		プラトホーム及び踏切等
	測量・分類等		歩道橋及び
	並行の線路等		踏切の電線、等
	並行の線路		停留所
	並行の線路		送電線
	人工制限		区域界
	土電		地界
	都市境界		都市・軍官地
	市界・指定地界		大界
	市界		界

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示
第9号の規定による第Ⅰ座標系
投影は横メルカトル図法
図野に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図野に表示してある経緯度値は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
☆印は真北方向を表示
矢印は磁北方向を表示
千葉県秘密水準点の基準日は平成25年1月1日

1. 都市計画変更に係る取扱い方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。				
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(西白井南第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)				
一部廃止 △約0.10ha	西白井南第一第一種生産緑地地区				
	(変更前)地番		面積		
	白井市根字木戸前1029-10		2,266㎡		
	白井市根字木戸前1029-11		2,604㎡		
	白井市根字木戸前1029-18		307㎡		
	白井市根字木戸前1029-35		24㎡		
	白井市根字木戸前1029-72		80㎡		
	白井市根字木戸前1029-73		114㎡		
	白井市根字木戸前1029-76		239㎡		
	白井市根字清水口1699-10		2,132㎡		
	白井市根字清水口1699-18		2,926㎡		
	白井市根字大山1963-129		312㎡		
	白井市根字大山1963-130		1,366㎡		
	白井市根字大山1963-138		1,016㎡		
	白井市根字大山1963-139		694㎡		
	白井市根字大山1964-4		2,324㎡		
	白井市根字大山1964-8		251㎡		
	白井市根字大山1964-58		463㎡		
	白井市根字大山1966-12		441㎡		
	白井市根字大松1965-6		991㎡		
	白井市根字大松1965-8		760㎡		
	白井市根字大松1968-77		1,863㎡		
	(計)		21,173㎡		
	(変更後)地番		面積		
	白井市根字木戸前1029-10		2,266㎡		
	白井市根字木戸前1029-11		2,604㎡		
	白井市根字木戸前1029-18		307㎡		
	白井市根字木戸前1029-35		24㎡		
	白井市根字木戸前1029-72		80㎡		
	白井市根字木戸前1029-73		114㎡		
	白井市根字木戸前1029-76		239㎡		
	白井市根字清水口1699-10		2,132㎡		
	白井市根字清水口1699-18		2,926㎡		
	白井市根字大山1963-129		312㎡		
	白井市根字大山1963-130		1,366㎡		
	白井市根字大山1963-138		893㎡		(△ 893㎡)
	白井市根字大山1963-171		111㎡		(△ 111㎡)
	白井市根字大山1963-172		12㎡		(△ 12㎡)
	白井市根字大山1963-139		694㎡		
	白井市根字大山1964-4		2,324㎡		
	白井市根字大山1964-8		251㎡		
	白井市根字大山1964-58		463㎡		
	白井市根字大山1966-12		441㎡		
	白井市根字大松1965-6		991㎡		
	白井市根字大松1965-8		760㎡		
	白井市根字大松1968-77		1,863㎡		
	(計)	変更前	21,173㎡	変更後	20,157㎡ (△ 1,016㎡)
			約2.12ha		約2.02ha (△ 0.10ha)
	・根1963-138を3筆に分筆⇒1963-138 893㎡、1963-171 111㎡、1963-172 12㎡				

3. 変更に至る経緯 (白井市根字大山1963-138) (白井市根字大山1963-171) (白井市根字大山1963-172)	S61.12.23 生産緑地地区に指定 R3.8.18 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.9.14 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.9.14 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R3.11.9 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R3.11.18 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 R4.7.8 根1963-138について、分筆の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧 令和6年12月(予定) (2) 市都市計画審議会 令和7年1月(予定)



西白井南第一第一種生産緑地地区

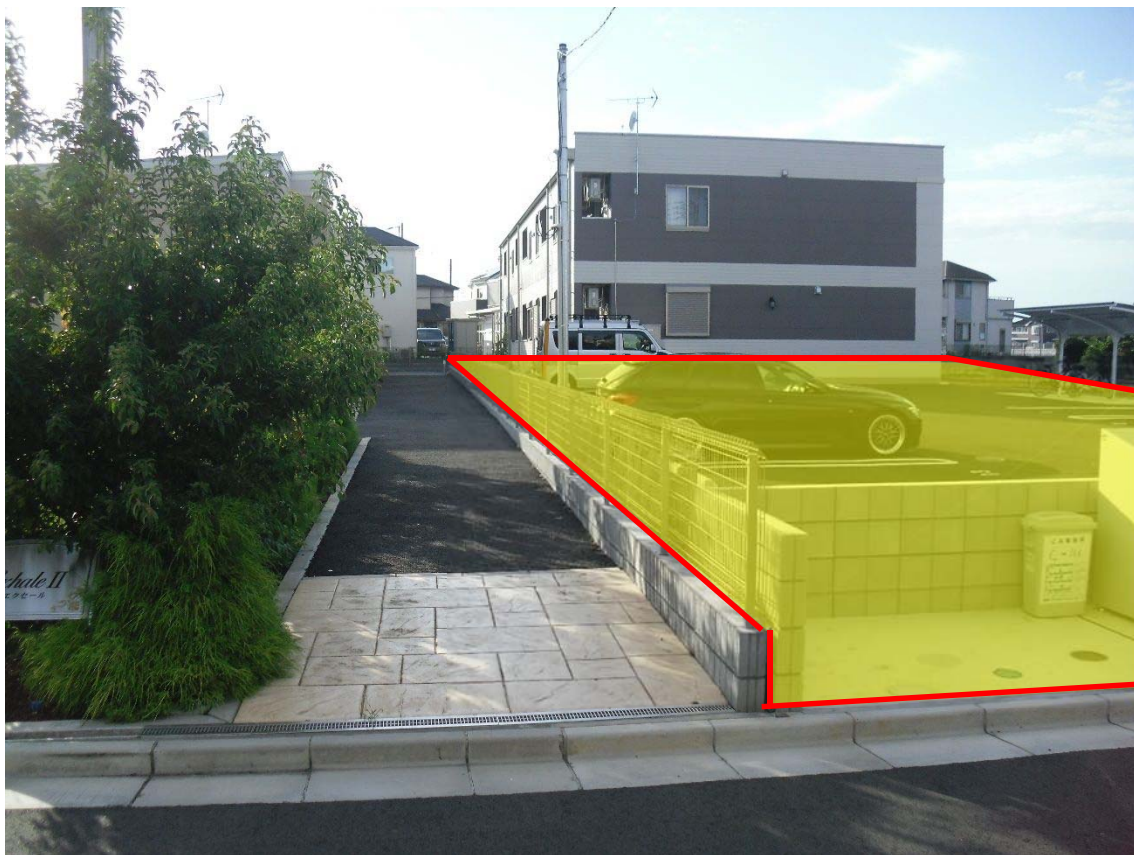
凡例

既定区域

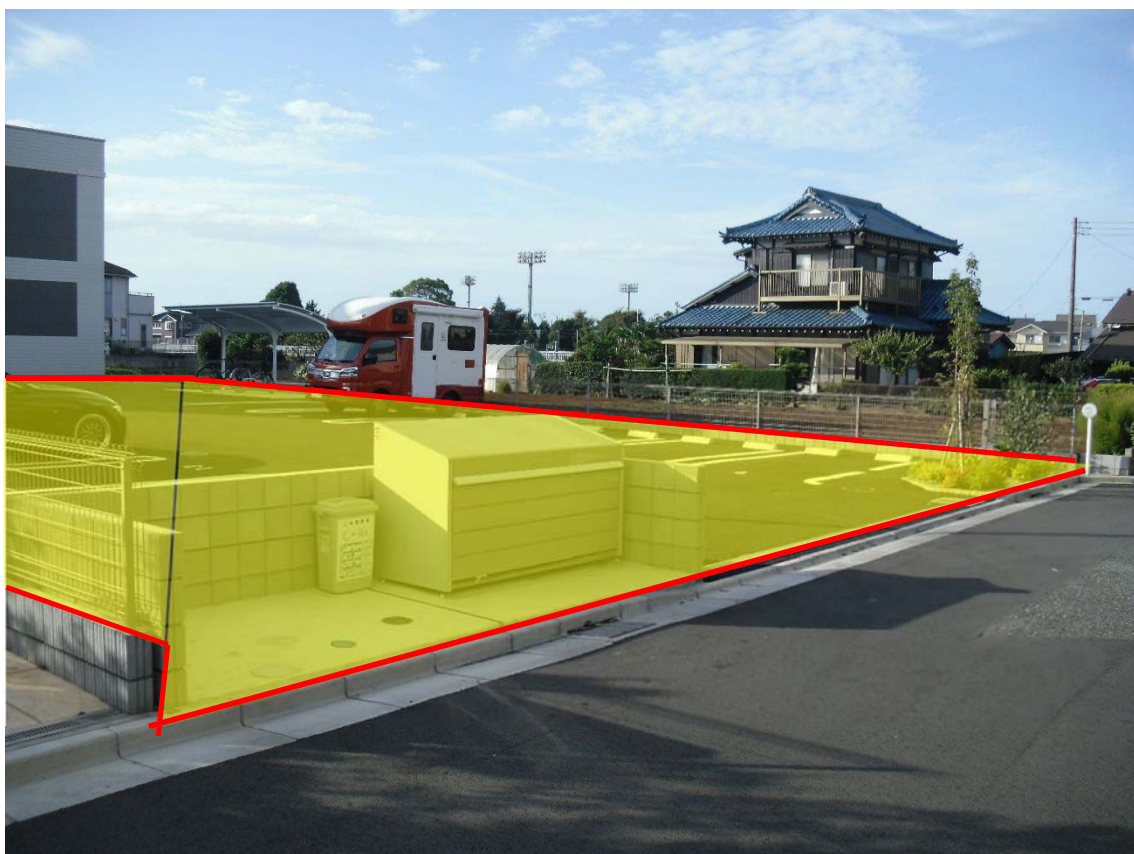
廃止する区域

西白井南第一第一種生産緑地地区

①



②



2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

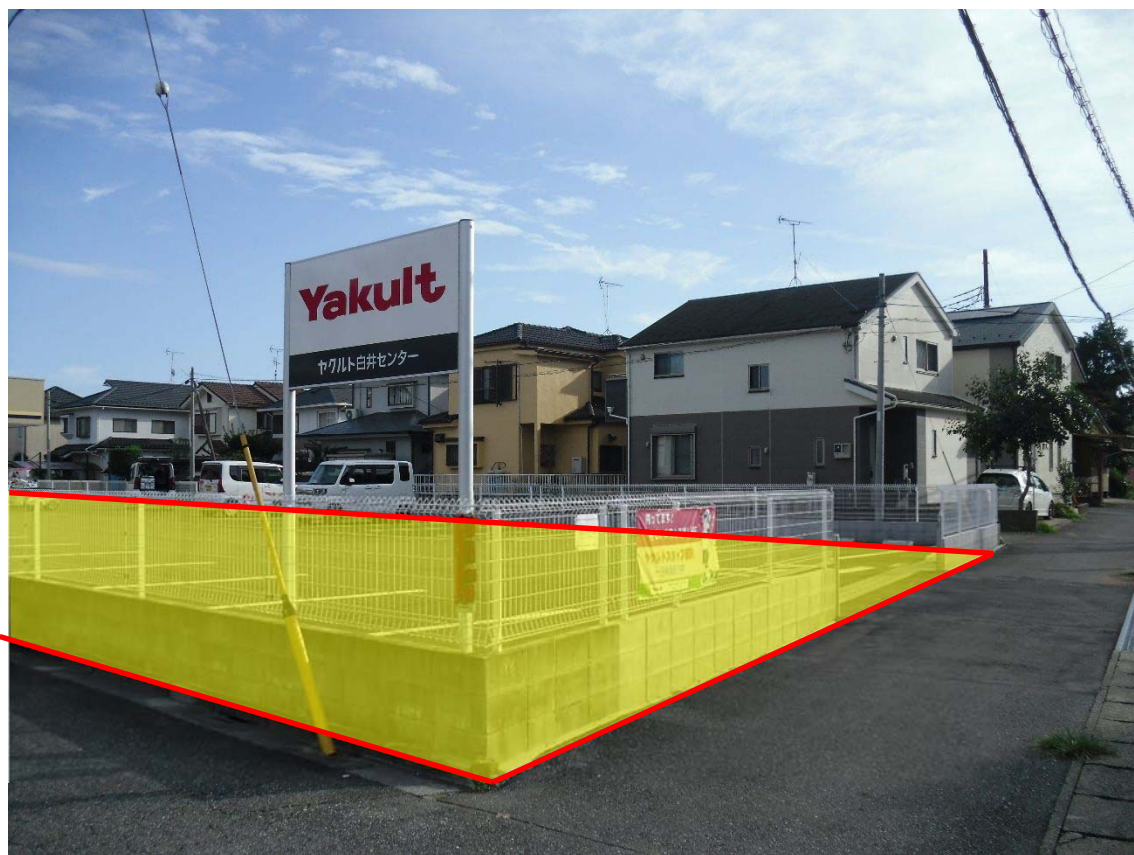
1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。			
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)			
地積更正 Δ 約0.00ha $(\Delta 10\text{m}^2)$ 一部廃止 Δ 約0.07ha	白井北第一第一種生産緑地地区 (変更前)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607 m^2 白井市根字笹塚123-5 680 m^2 白井市根字笹塚123-72 1,465 m^2 白井市根字笹塚123-73 2,885 m^2 白井市根字笹塚126-5 1,160 m^2 白井市根字笹塚126-6 751 m^2 白井市根字笹塚128-1 501 m^2 白井市根字笹塚128-2 1,411 m^2 白井市根字笹塚129-3 3,684 m^2 白井市根字笹塚130-1 1,249 m^2 白井市根字笹塚131-1 142 m^2 白井市根字笹塚137-23 3 m^2 白井市根字笹塚139-1 6,302 m^2 白井市根字笹塚139-2 991 m^2 白井市根字笹塚140-4 544 m^2 (計) 23,375 m^2			
	(変更後)地番 面積 白井市根字笹塚123-1 1,607 m^2 白井市根字笹塚123-5 670 m^2 $(\Delta 670\text{m}^2)$ 白井市根字笹塚123-72 1,465 m^2 白井市根字笹塚123-73 2,885 m^2 白井市根字笹塚126-5 1,160 m^2 白井市根字笹塚126-6 751 m^2 白井市根字笹塚128-1 501 m^2 白井市根字笹塚128-2 1,411 m^2 白井市根字笹塚129-3 3,684 m^2 白井市根字笹塚130-1 1,249 m^2 白井市根字笹塚131-1 142 m^2 白井市根字笹塚137-23 3 m^2 白井市根字笹塚139-1 6,302 m^2 白井市根字笹塚139-2 991 m^2 白井市根字笹塚140-4 544 m^2 (計) 23,365 m^2 $(\Delta 670\text{m}^2)$ ・根123-5を地積更正/680 m^2 から670 m^2 に減少(地積更正で10 m^2 減) 変更前 23,375m^2 約2.34ha 変更後 22,695m^2 約2.27ha $(\Delta 680\text{m}^2)$ $(\Delta 0.07\text{ha})$			
3. 変更に至る経緯 (白井市根字笹塚123-5)	S61.12.23	生産緑地地区に指定		
	R3.10.22	生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条		
	R3.11.4	の買取申出が提出される。		
	R3.11.17	白井市根字笹塚123-5について、地積更正の登記が申請される。		
	R3.11.17	申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。		
	R3.11.17	生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。		

	R4.1.6	農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。
	R4.1.22	買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
	R3.11.4	根123-5について、地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧	令和6年12月(予定)
	(2) 市都市計画審議会	令和7年1月(予定)

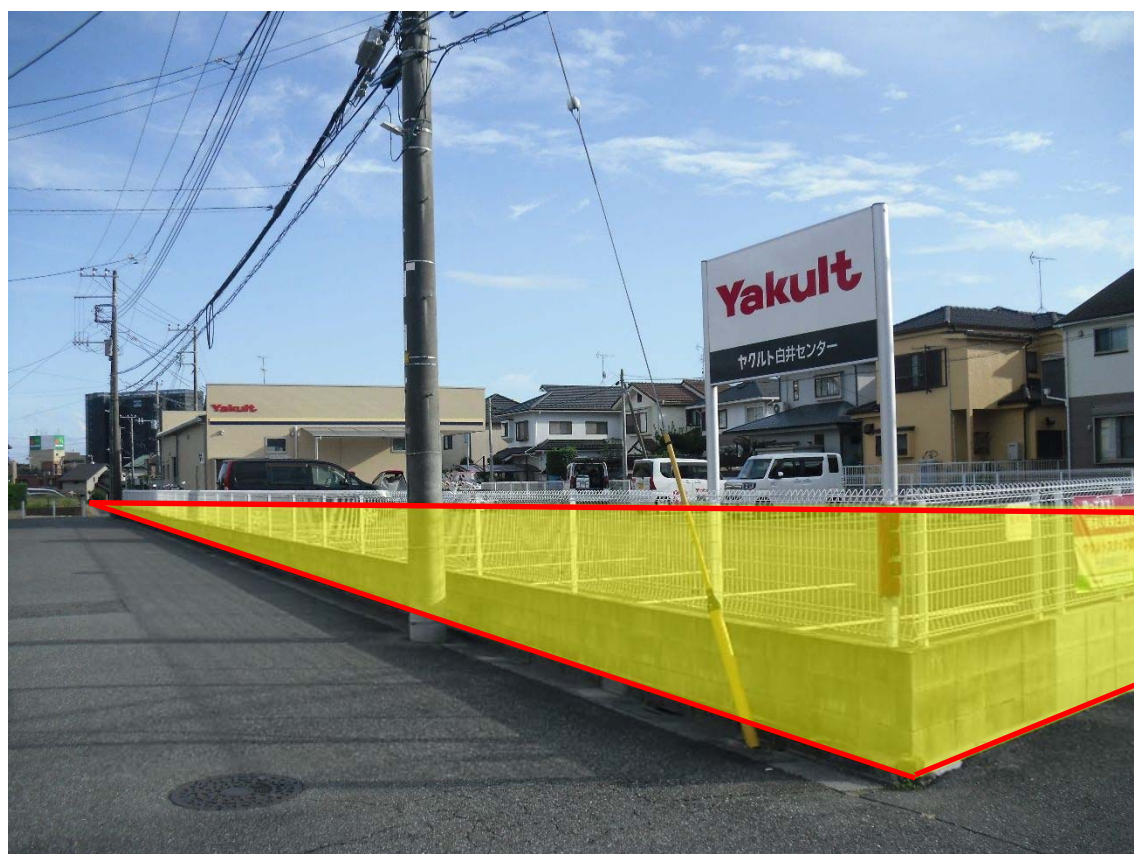


白井北第一第一種生産緑地地区

①



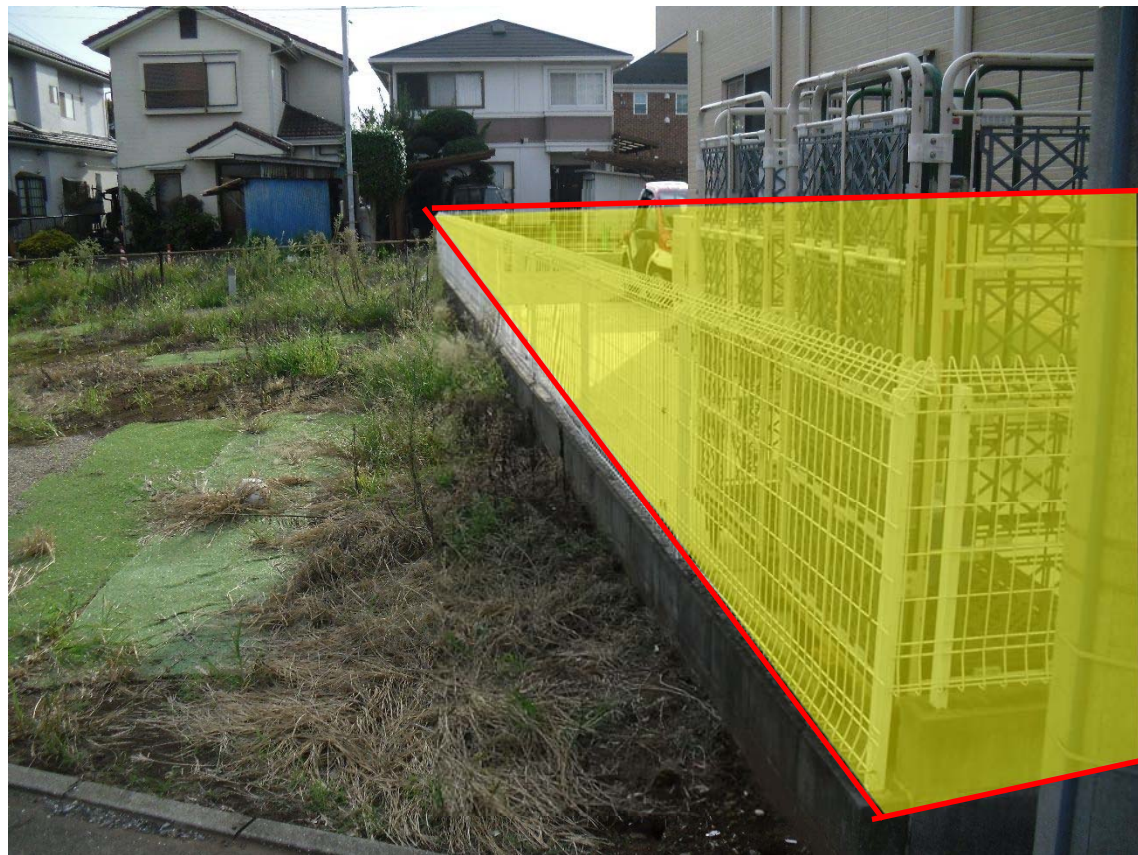
②



③



④



2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。 また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(白井北第三第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり)③所在地番等(下記のとおり)④所有者名(下記のとおり)		
白井北第三第一種生産緑地地区 (変更前・分筆前)地番 面積 白井市復字台山1141-1の一部 白井市復字台山1141-2 白井市復字台山1142-12 白井市復字台山1143-1 白井市復字台山1144-2 白井市復字台山1144-3 白井市復字台山1144-4 白井市復字台山1144-5 白井市復字台山1144-6 白井市復字台山1144-11 白井市復字台山1144-17 白井市復字台山1144-18 白井市復字台山1144-22 白井市復字台山1144-33 白井市復字台山1144-34 白井市復字台山1144-35 白井市復字台山1144-36 白井市復字台山1144-37 白井市復字台山1156-75 白井市復字台山1156-77 白井市復字台山1156-74 白井市復字台山1156-76 (計) (錯誤) 錯誤 (分筆・地積更正) 復1141-1を分筆/地積更正⇒1141-1 9,423㎡ (分筆・地積更正で452㎡減) 復1141-2を分筆/地積更正⇒1141-2 6,323㎡ 1141-9 7㎡ 1141-10 6㎡ (分筆・地積更正で386㎡増) 復1144-4を分筆/地積更正⇒1144-4 6,693㎡ 1144-38 215㎡ (地積更正で783㎡増) 復1144-5を分筆/地積更正⇒1144-5 2,634㎡ 1144-39 478㎡ (地積更正で188㎡増) 復1144-6を分筆/地積更正⇒1144-6 326㎡ 1144-40 666㎡ 1144-41 594㎡ (地積更正で168㎡増) 復1144-33を分筆⇒1144-33 9.44㎡ 1144-46 109㎡ 1144-47 141㎡ (分筆時に約1㎡減) 復1144-34を分筆⇒1144-34 0.82㎡ 1144-48 109㎡ 1144-49 149㎡ (分筆時に約1㎡減) 復1144-35を分筆⇒1144-35 110㎡ 1144-50 150㎡ 復1144-36を分筆⇒1144-36 110㎡ 1144-51 149㎡ (分筆時に1㎡減) 分筆・地積更正 (変更後)地番 面積 白井市復字台山1141-1 白井市復字台山1141-2 白井市復字台山1141-9 白井市復字台山1141-10 白井市復字台山1142-12 白井市復字台山1143-1 白井市復字台山1144-2 白井市復字台山1144-3 白井市復字台山1144-4 白井市復字台山1144-38 白井市復字台山1144-5 白井市復字台山1144-39 白井市復字台山1144-6 白井市復字台山1144-40 白井市復字台山1144-41 白井市復字台山1144-11 白井市復字台山1144-17 白井市復字台山1144-18 白井市復字台山1144-22 白井市復字台山1144-33	9,875㎡ 5,950㎡ 986㎡ 10,639㎡ 1,623㎡ 1,411㎡ 6,125㎡ 2,924㎡ 1,418㎡ 1,037㎡ 1,272㎡ 354㎡ 379㎡ 260㎡ 260㎡ 260㎡ 260㎡ 1,018㎡ 21㎡ 48㎡ 64㎡ 113㎡ 46,297㎡ △ 6,143㎡ <		

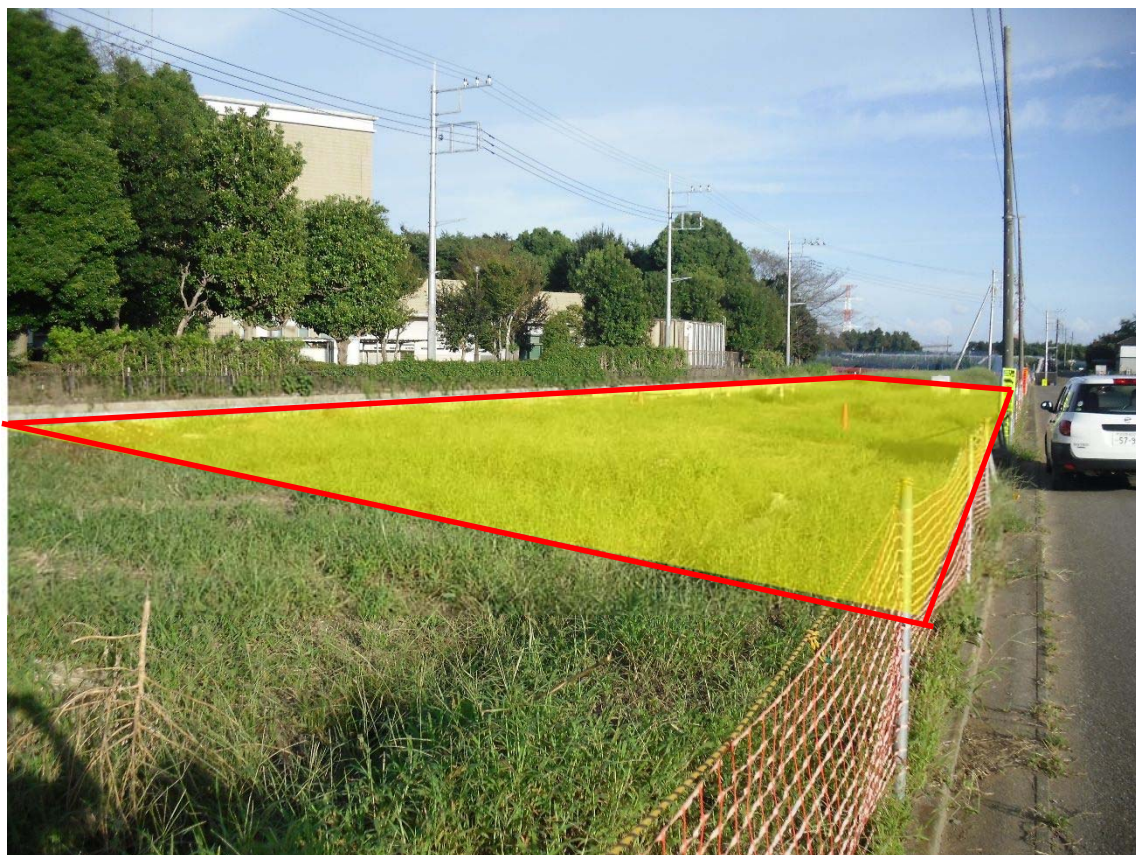
		白井市復字台山1144-46	109㎡	(△ 109㎡)
		白井市復字台山1144-47	141㎡	(△ 141㎡)
		白井市復字台山1144-34	1㎡	(△ 1㎡)
		白井市復字台山1144-48	109㎡	(△ 109㎡)
		白井市復字台山1144-49	149㎡	(△ 149㎡)
		白井市復字台山1144-35	110㎡	(△ 110㎡)
		白井市復字台山1144-50	150㎡	(△ 150㎡)
		白井市復字台山1144-36	110㎡	(△ 110㎡)
		白井市復字台山1144-51	149㎡	(△ 149㎡)
		白井市復字台山1144-37	1,018㎡	(△ 1,018㎡)
		白井市復字台山1156-75	21㎡	(△ 21㎡)
		白井市復字台山1156-77	48㎡	(△ 48㎡)
		白井市復字台山1156-74	64㎡	
		白井市復字台山1156-76	113㎡	(△ 113㎡)
		(計)	21,491㎡	(△ 25,876㎡)
	面積	変更前	約5.24ha	(52,440㎡)
		錯誤	△約0.61ha	(△ 6,143㎡)
		変更前(積み上げ)	約4.63ha	(46,297㎡)
		地積更正	約0.11ha	(1,070㎡)
		一部廃止	△約2.59ha	(△ 25,876㎡)
		変更後	約2.15ha	(21,491㎡)
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-1)	S61.12.23 R3.8.3	生産緑地地区に指定 復1141-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。		
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1144-36) (白井市復字台山1144-51)	S61.12.23 R3.8.4 R3.9.1 R3.9.1 R3.10.7 R3.11.4 R4.9.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条 の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規 定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による 農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かつ た旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が 行われなかったため、生産緑地法第14条の規定 により行為の制限が解除になる。 復1144-36について、分筆の登記が申請される。		

3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1141-2) (白井市復字台山1141-9) (白井市復字台山1141-10) (白井市復字台山1144-2) (白井市復字台山1144-3) (白井市復字台山1144-4) (白井市復字台山1144-38) (白井市復字台山1144-5) (白井市復字台山1144-39) (白井市復字台山1144-11) (白井市復字台山1144-17) (白井市復字台山1144-33) (白井市復字台山1144-46) (白井市復字台山1144-47) (白井市復字台山1144-35) (白井市復字台山1144-50)	S61.12.23 R3.8.17 R3.9.14 R3.9.14 R3.11.9 R3.11.17 R4.7.14 R4.9.8 R4.9.8 R4.9.8 R4.9.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 復1141-2について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-4について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-5について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-33について、分筆の登記が申請される。 復1144-35について、分筆の登記が申請される。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-6) (白井市根字台山1144-40) (白井市根字台山1144-41) (白井市根字台山1144-34) (白井市根字台山1144-48) (白井市根字台山1144-49)	S61.12.23 R3.9.16 R3.10.13 R3.10.13 R3.12.9 R3.12.16 R4.9.8 R4.9.8	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 復1144-6について、分筆及び地積更正の登記が申請される。 復1144-34について、分筆の登記が申請される。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-37)	S61.12.23 R3.11.24 R3.12.21 R3.12.21 R4.2.8 R4.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。

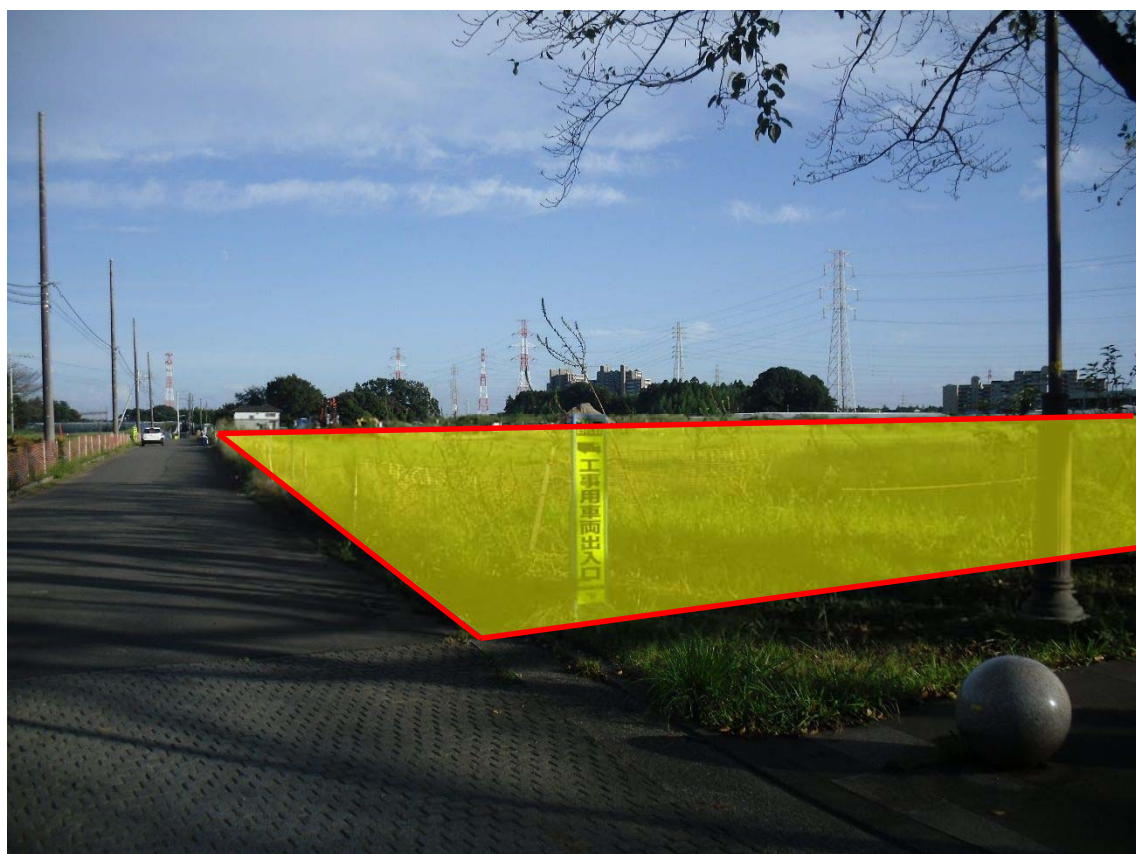
3. 変更に至る経緯 (白井市根字台山1144-18)	S61.12.23	生産緑地地区に指定
	R3.11.24	生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。
	R3.12.21	申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。
	R3.12.21	生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。
	R4.2.8	農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。
	R4.2.24	買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-76) (白井市復字台山1156-77)	S61.12.23	生産緑地地区に指定
	R4.2.3	生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。
	R4.3.1	申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。
	R4.3.1	生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。
	R4.4.7	農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。
	R4.5.3	買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市復字台山1156-75)	S61.12.23	生産緑地地区に指定
	R4.5.3	生産緑地地区として唯一の隣接地である白井市復字台山1156-76、1156-77の2筆について、買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし	
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし	
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧	令和6年12月(予定)
	(2) 市都市計画審議会	令和7年1月(予定)

白井北第三第一種生産緑地地区

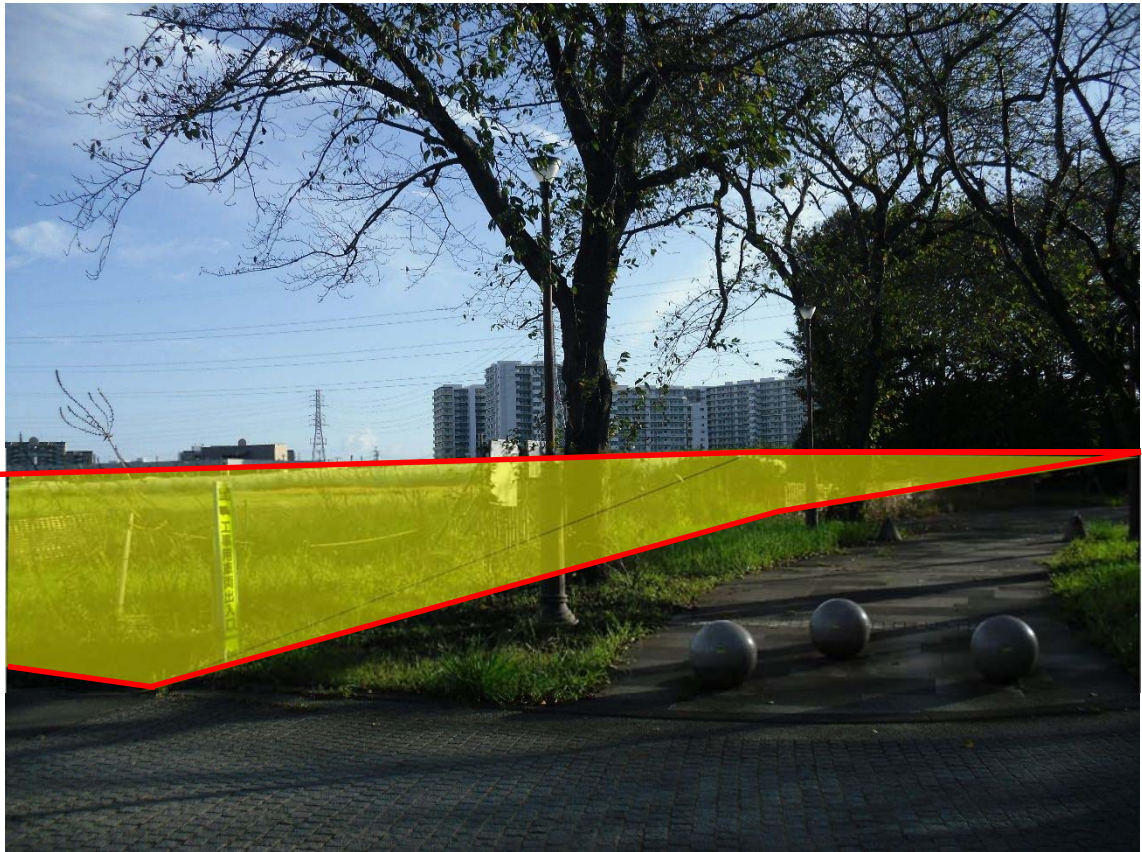
①



②



③



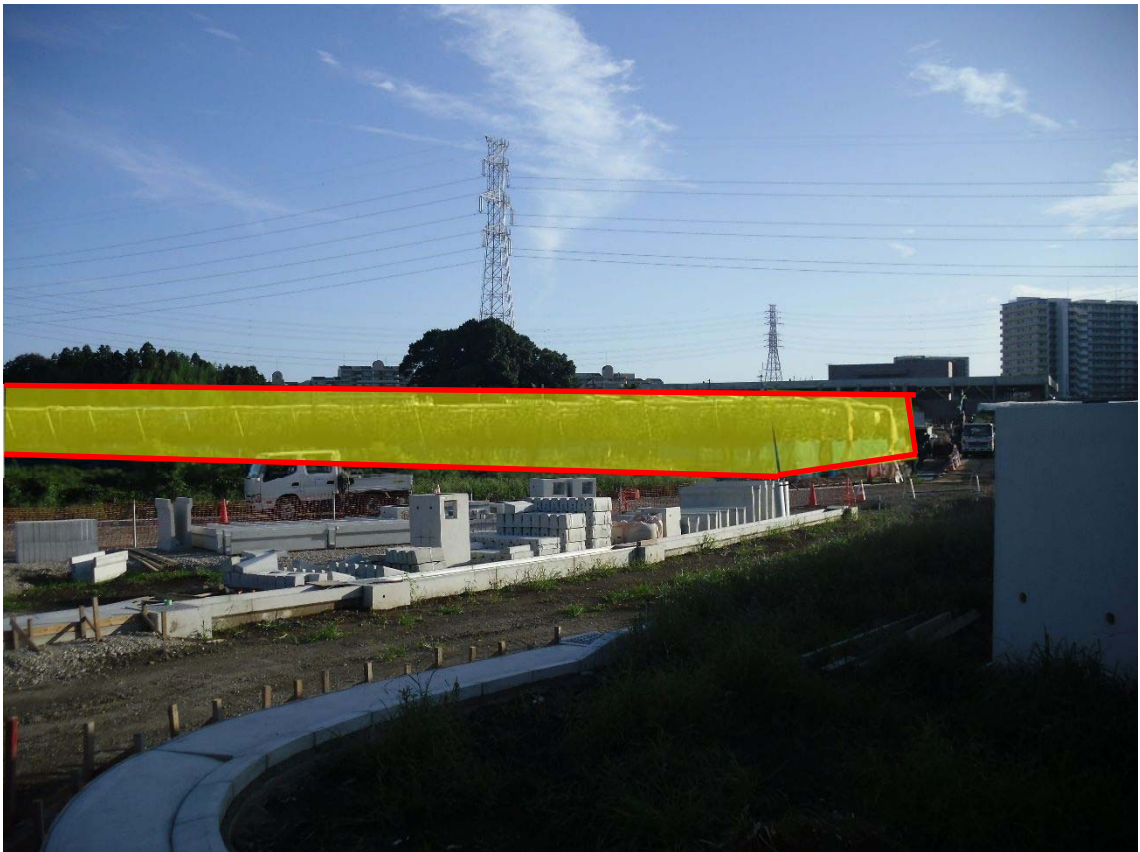
④



⑤



⑥



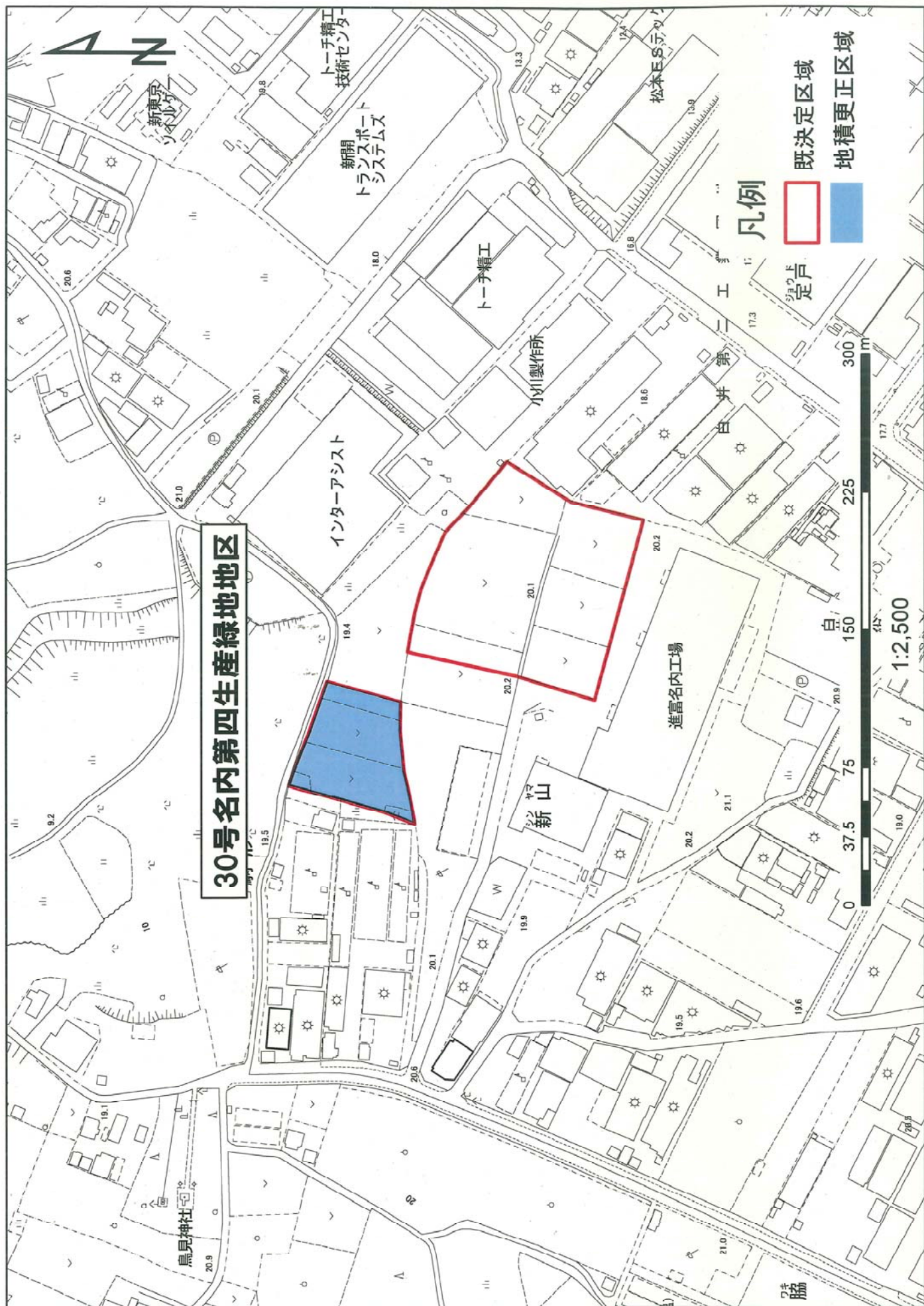
⑦



⑧



1. 都市計画変更に係る取扱方針	分筆の際の地積更正により登記面積が減少したため、当該地区について変更(地積更正)する。
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(30号名内第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)
地積更正 △約0.04ha	30号名内第四生産緑地地区 (分筆・地積更正前)地番 白井市名内字新山371-2 白井市名内字駒形372-1の一部 (計) 面積 8,174㎡ 3,866㎡ 12,040㎡ (1.20ha) (分筆・地積更正後)地番 白井市名内字新山371-2 白井市名内字駒形372-1 (計) 面積 8,174㎡ 3,424㎡ 11,598㎡ (1.16ha) ・名内372-1を分筆/地積更正3,866㎡から3,424㎡に減少(442㎡減少) △ 442㎡ (△ 0.04ha)
3. 変更に至る経緯 (白井市名内字新山372-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.12.13 白井市名内字駒形372番1について、地積に関する変更の登記及び分筆の登記が申請される。 R3.12.24 名内372-1について、分筆及び地積更正の登記が申請される。
4. 農業委員会の意見	特になし
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)

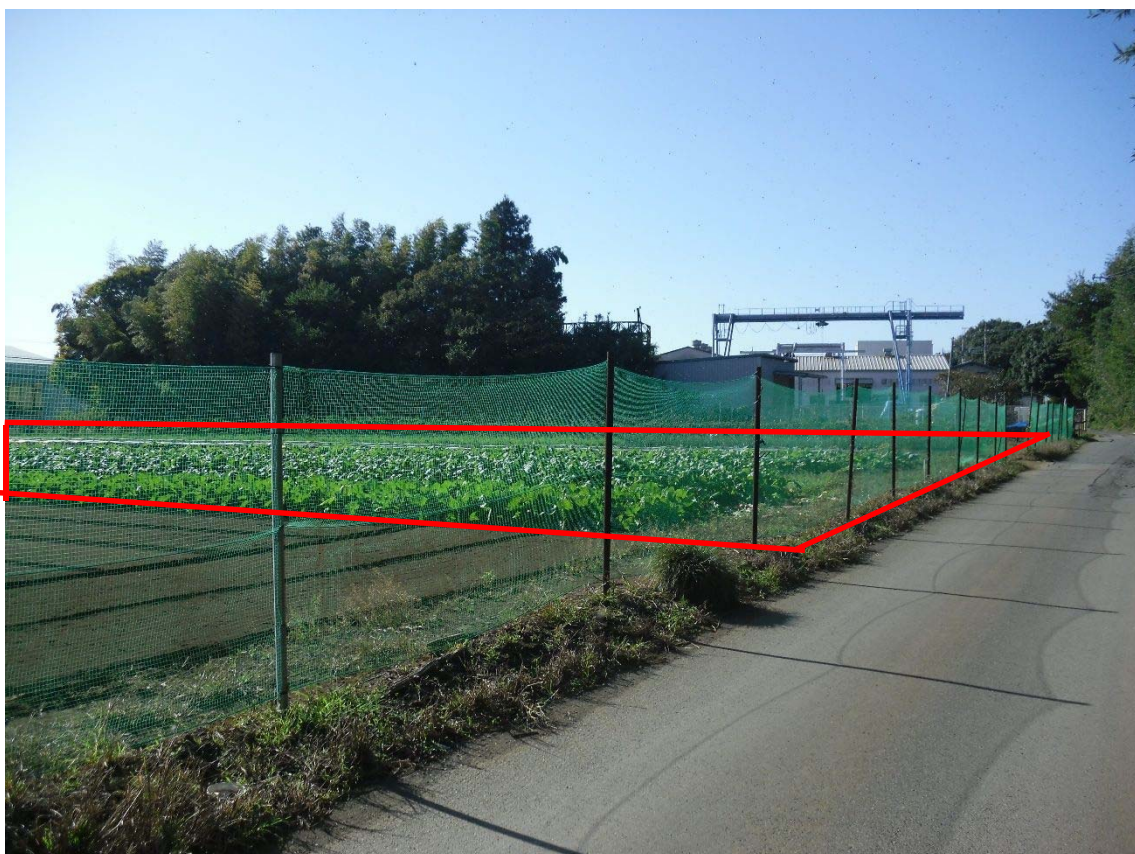


30 号名内第四生産緑地地区

①

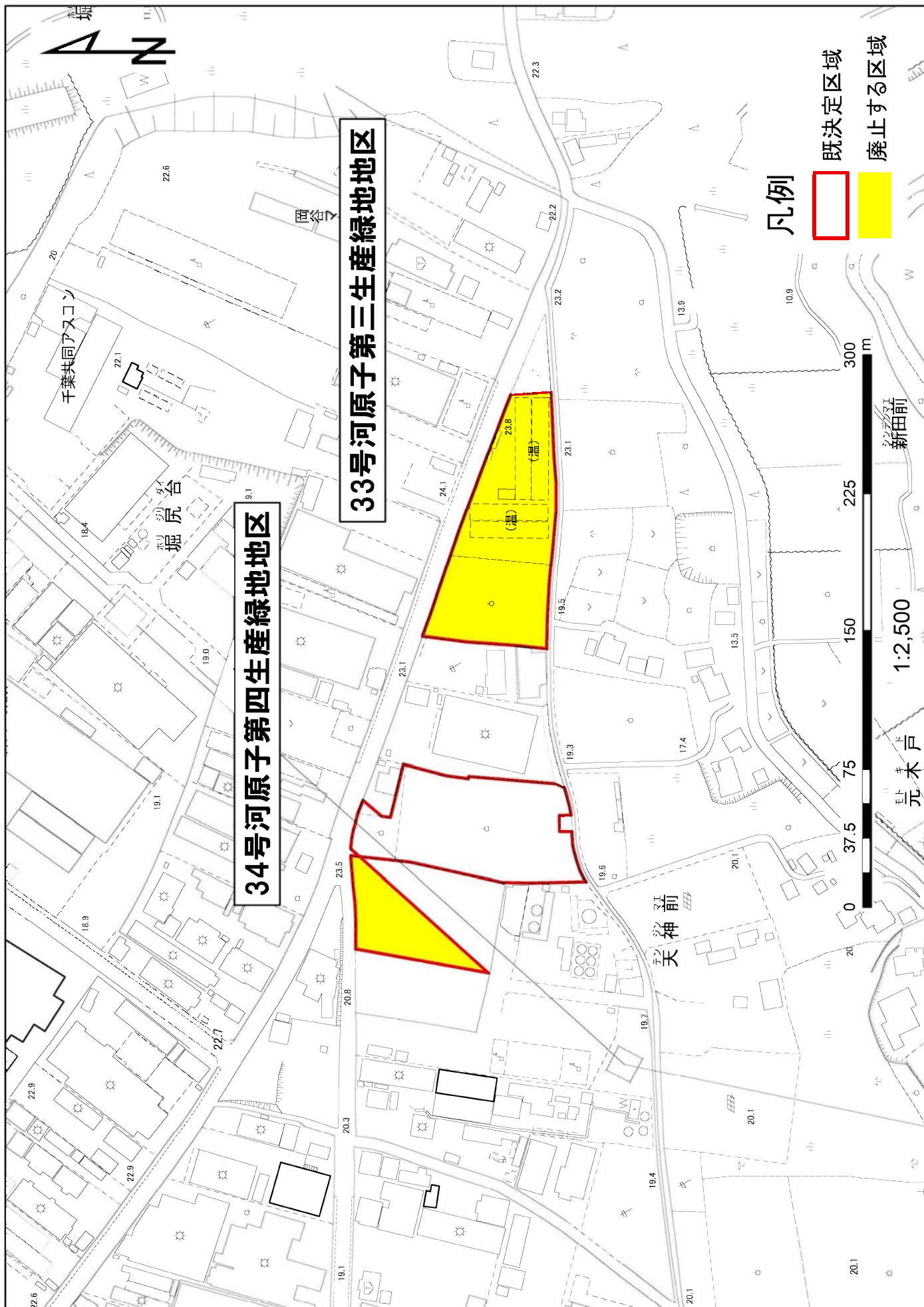


②



2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。また、分筆の際の地積更正により登記面積が増加したため、当該地区について変更(地積更正)する。		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(33号河原子第三生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)		
地積更正 約0.02ha 廃止 △約0.64ha	33号河原子第三生産緑地地区		
	(変更前)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	1,983㎡	
	白井市河原子字天神前309-2-2	1,057㎡	
	白井市河原子字天神前309-3-2	2,214㎡	
	白井市河原子字天神前310-1-2	978㎡	
	(計)	6,232㎡	
	(合筆後)地番	面積	
	白井市河原子字天神前309-1	6,232㎡	
	(計)	6,232㎡	
309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2を合筆/1,983+1,057+2,214+978=6,232㎡			
(分筆後)地番	面積		
白井市河原子字天神前309-1	170㎡		
白井市河原子字天神前309-5	2,200㎡		
白井市河原子字天神前309-6	4,069㎡		
(計)	6,439㎡	(地積更正)	
309-1から3筆に分筆/地積更正6,232㎡⇒170㎡+2,200㎡+4,069㎡で207㎡増			
(変更後)地番	面積		
白井市河原子字天神前309-1	170㎡	(△ 170㎡)	
白井市河原子字天神前309-5	990㎡	(△ 990㎡)	
白井市河原子字天神前309-9	1,210㎡	(△ 1,210㎡)	
白井市河原子字天神前309-6	3,279㎡	(△ 3,279㎡)	
白井市河原子字天神前309-7	789㎡	(△ 789㎡)	
(計)	6,438㎡	(△ 6,438㎡)	
309-5から309-5と309-9に分筆、309-6から309-6と309-7に分筆/端数処理で1㎡減			
	変更前	6,232㎡ (0.62ha)	
	地積更正	207㎡ (0.02ha)	
	廃止	△ 6,438㎡ (△ 0.64ha)	
	変更後	0.00㎡ (0.00ha)	
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字天神前309-1) (白井市河原子字天神前309-5) (白井市河原子字天神前309-9) (白井市河原子字天神前309-6) (白井市河原子字天神前309-7)	H13.11.16 R3.11.12 R3.12.7 R3.12.7 R4.1.5 R4.1.6 R4.2.12 R4.4.4 R4.12.12	生産緑地地区に指定 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 白井市河原子字天神前309-1、309-2-2、309-3-2、310-1-2について合筆、分筆及び地積に関する変更の登記が申請される。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。 白井市河原子字天神前309-6について分筆の登記が申請される。 白井市河原子字天神前309-5について分筆の登記が申請される。	
4. 農業委員会の意見	特になし		
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし		
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 (2)市都市計画審議会	令和6年12月(予定) 令和7年1月(予定)	



33 号河原子第三生産緑地地区

①

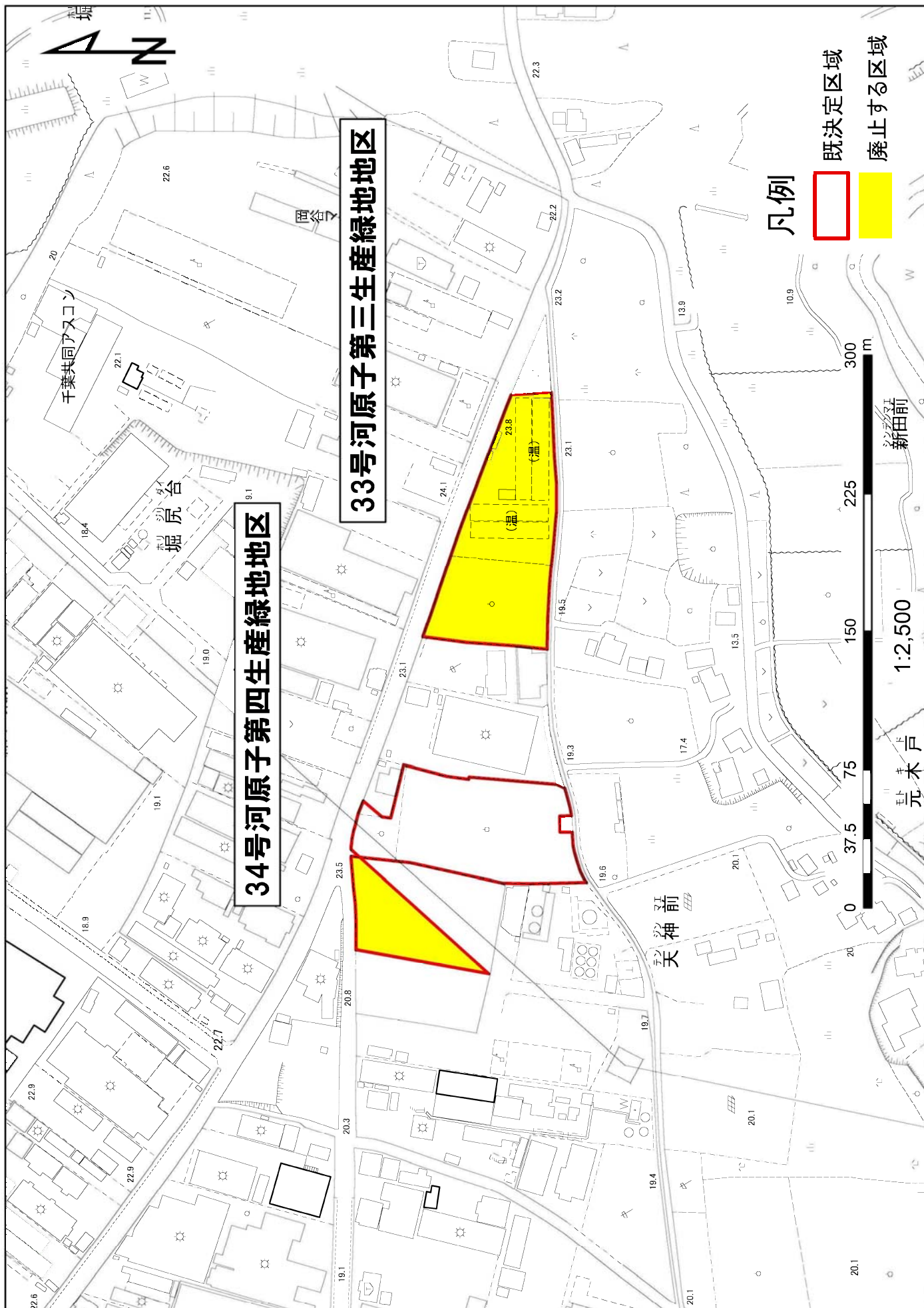


②



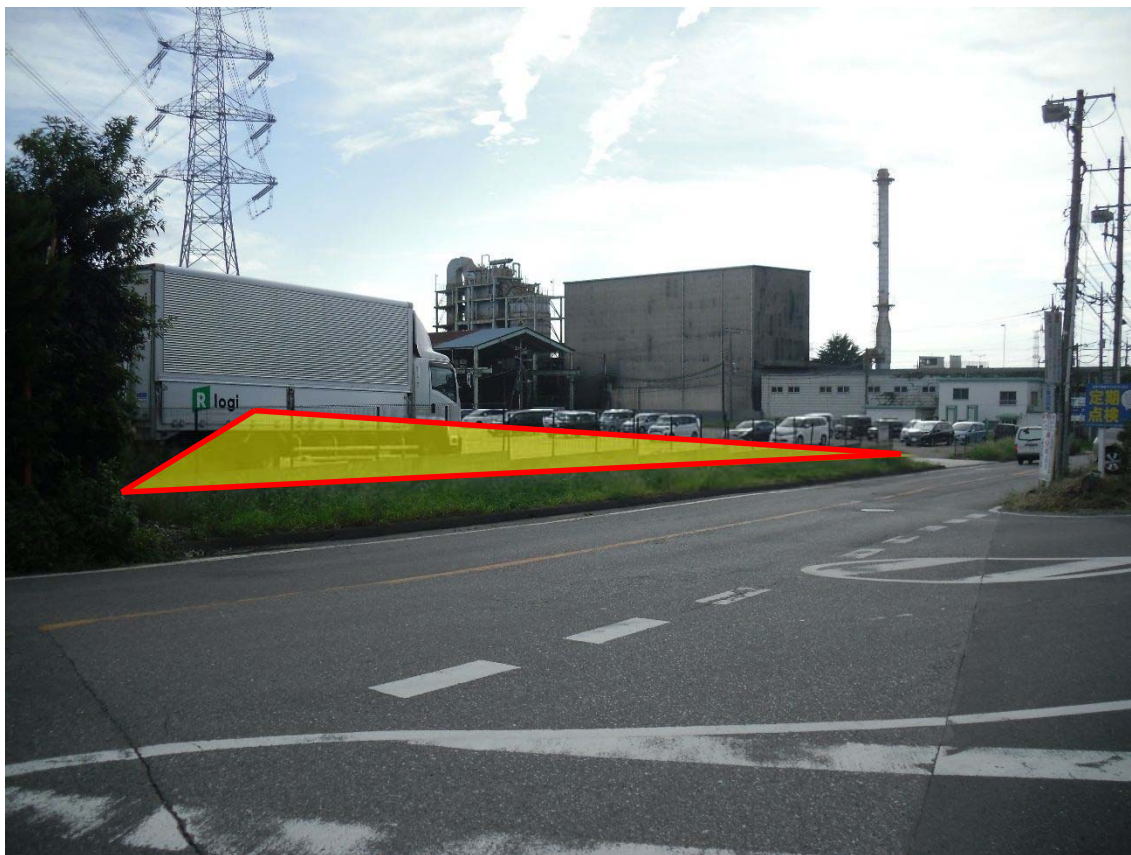
2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。																		
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(34号河原子第四生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)																		
一部廃止 △約0.11ha	34号河原子第四生産緑地地区 <table> <tr> <th>地番</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前312-1</td><td>3,471m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前312-2</td><td>553m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前312-3</td><td>455m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前312-4</td><td>251m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前312-6</td><td>340m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前313-1</td><td>565m²</td></tr> <tr> <td>白井市河原子字天神前319-1の一部</td><td>1,055m²</td></tr> <tr> <td>(計)</td><td>変更前 6,690m² 変更後 5,635m² (△ 1,055m²)</td></tr> </table> 約0.67ha 約0.56ha (△ 0.11ha)	地番	面積	白井市河原子字天神前312-1	3,471m ²	白井市河原子字天神前312-2	553m ²	白井市河原子字天神前312-3	455m ²	白井市河原子字天神前312-4	251m ²	白井市河原子字天神前312-6	340m ²	白井市河原子字天神前313-1	565m ²	白井市河原子字天神前319-1の一部	1,055m ²	(計)	変更前 6,690m ² 変更後 5,635m ² (△ 1,055m ²)
地番	面積																		
白井市河原子字天神前312-1	3,471m ²																		
白井市河原子字天神前312-2	553m ²																		
白井市河原子字天神前312-3	455m ²																		
白井市河原子字天神前312-4	251m ²																		
白井市河原子字天神前312-6	340m ²																		
白井市河原子字天神前313-1	565m ²																		
白井市河原子字天神前319-1の一部	1,055m ²																		
(計)	変更前 6,690m ² 変更後 5,635m ² (△ 1,055m ²)																		
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字天神前319-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R3.11.12 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R3.12.7 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R3.12.7 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R4.1.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R4.2.12 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。																		
4. 農業委員会の意見	特になし																		
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし																		
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和6年12月(予定) (2)市都市計画審議会 令和7年1月(予定)																		



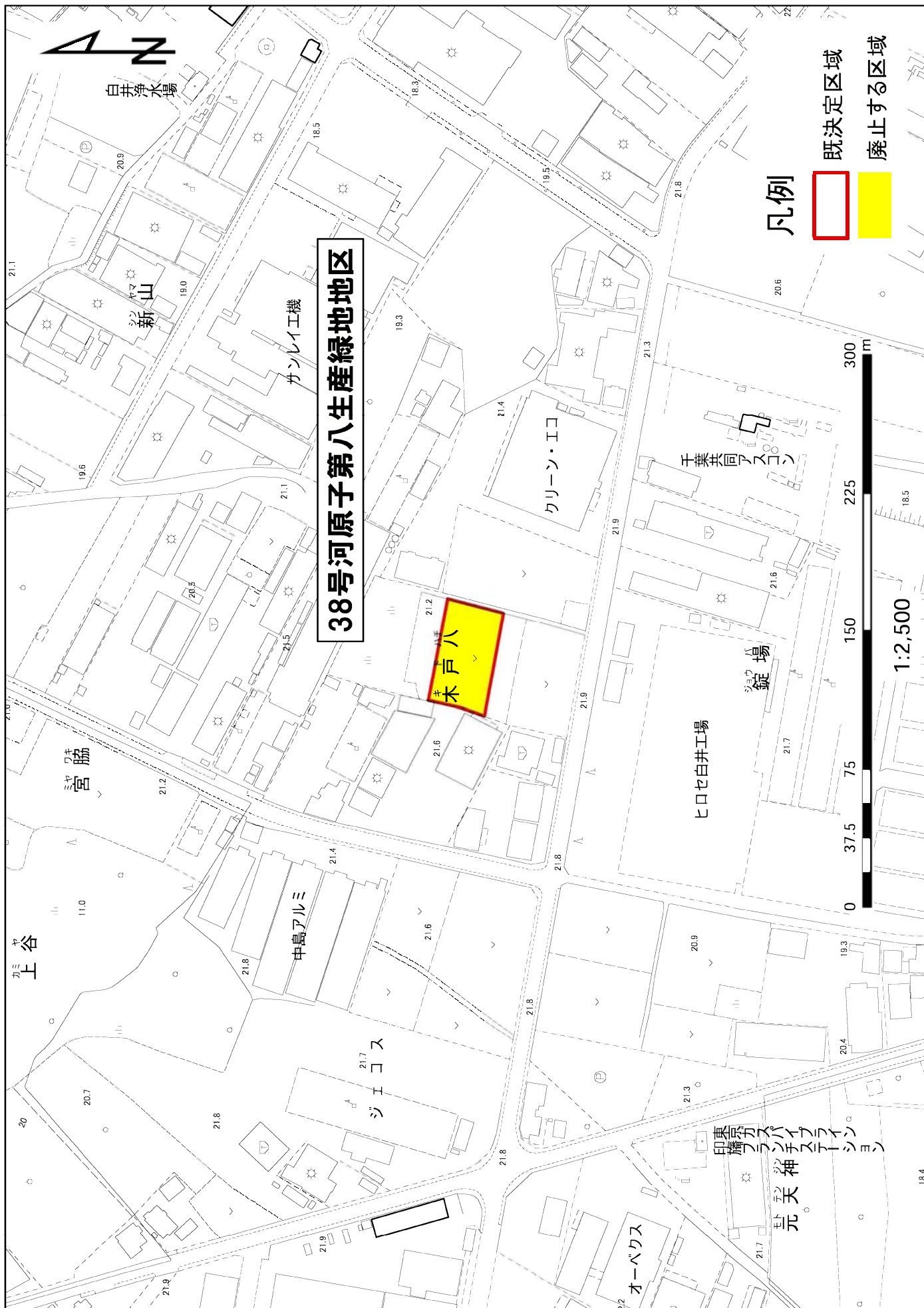
34 号河原子第四生産緑地地区

①



2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に 係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(廃止)する。				
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(38号河原子第八生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)				
廃止 △約0.17ha	38号河原子第八生産緑地地区				
	地番	面積			
	白井市河原子字木戸八365-3	575㎡			(△ 575㎡)
	白井市河原子字木戸八365-7	779㎡			(△ 779㎡)
	白井市河原子字木戸八365-8	317㎡			(△ 317㎡)
	(計)	変更前	1,671㎡	変更後	0㎡ (△ 1,671㎡)
			約0.17ha		約0.00ha (△ 0.17ha)
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字木戸八365-3) (白井市河原子字木戸八365-7) (白井市河原子字木戸八365-8)	H13.11.16	生産緑地地区に指定			
	R4.11.16	主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。			
	R4.12.15	申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。			
	R4.12.15	生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。			
	R5.2.7	農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。			
	R5.2.16	買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。			
4. 農業委員会の意見	特になし				
5. 緑の基本計画等関連 諸計画との関係で該 当生産緑地地区の整 合方針及び都市施設 との重複	特になし				
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧	令和6年12月(予定)			
	(2) 市都市計画審議会	令和7年1月(予定)			



38 号河原子第八生産緑地地区

①



②



③



印西都市計画生産緑地地区一覧表

名 称		面 積	備 考
番号	生産緑地名		
1	— 西白井北第一種生産緑地地区	約 0.44 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.32ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.26ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.09ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.67ha 令和元年12月20日 一部廃止△約0.02ha
2	— 西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.02 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約1.44ha 平成13年11月16日 一部廃止△約1.76ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.49ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.04ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.19ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.17ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.37ha 令和7年●月●日 一部廃止△約0.10ha
3	— 西白井南第二第一種生産緑地地区	約 1.46 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.28ha 平成14年11月22日 一部廃止△約0.16ha
4	— 白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.27 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.03ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.46ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.35ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.05ha ※分筆による地積更正 △0.56ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.14ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.13ha 令和7年●月●日 地積更正△約0.00ha 一部廃止△約0.07ha
5	— 白井北第二第一種生産緑地地区	約 0.92 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.20ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.15ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.01ha ※分筆等による地積更正△約0.07ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.30ha
6	— 白井北第三第一種生産緑地地区	約 2.15 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.13ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.03ha 令和7年●月●日 地積更正 0.11ha 錯誤△約0.61ha 一部廃止△約2.59ha
7	— 白井南第一種生産緑地地区	約 6.41 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.08ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.99ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.28ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.32ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.30ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.04ha
小 計(7地区)		約 15.67 ha	
8	1 白井第一生産緑地地区	約 0.85 ha	
9	2 白井第二生産緑地地区	約 0.91 ha	
10	3 白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
11	4 白井第四生産緑地地区	約 0.15 ha	
12	5 白井第五生産緑地地区	—	平成30年2月16日 廃止△約0.20ha
13	6 白井第六生産緑地地区	約 0.40 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.23ha

14	7	復第一生産緑地地区	約 0.39 ha	
15	8	復第二生産緑地地区	約 0.16 ha	
16	9	復第三生産緑地地区	約 0.10 ha	
17	10	復第四生産緑地地区	約 0.11 ha	
18	11	復第五生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	12	復第六生産緑地地区	約 0.60 ha	
20	13	復第七生産緑地地区	約 0.16 ha	
21	14	復第八生産緑地地区	約 0.52 ha	平成30年2月16日 一部廃止△0.12ha
22	15	復第九生産緑地地区	約 0.31 ha	
23	16	根第一生産緑地地区	約 0.37 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.09ha 43号へ分割△約0.23ha 平成30年2月16日 一部廃止△0.02ha
24	17	根第二生産緑地地区	約 0.10 ha	平成19年2月23日 一部廃止△約0.72ha 44号へ分割△約0.30ha
25	18	根第三生産緑地地区	－	平成19年2月23日 一部廃止△約0.02ha 平成25年2月19日 廃止 △約0.19ha
26	19	富士第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.09ha
27	20	富士第二生産緑地地区	－	平成21年3月6日 一部廃止△約0.06ha 平成27年8月11日 廃止△約0.27ha
28	21	富士第三生産緑地地区	約 1.06 ha	平成14年11月22日 追加 約0.10ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.02ha
29	22	富士第四生産緑地地区	約 0.38 ha	
30	23	富士第五生産緑地地区	－	平成17年2月25日 廃止△約0.47ha
31	24	富士第六生産緑地地区	約 0.08 ha	令和4年7月5日 一部廃止△約0.83ha
32	25	富士第七生産緑地地区	約 0.30 ha	
33	26	中第一生産緑地地区	約 0.43 ha	
34	27	名内第一生産緑地地区	－	平成30年2月16日 廃止△約0.50ha
35	28	名内第二生産緑地地区	約 0.47 ha	
36	29	名内第三生産緑地地区	約 0.22 ha	
37	30	名内第四生産緑地地区	約 1.16 ha	平成21年3月6日 一部廃止△約0.12ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.08ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.21ha 令和7年●月●日 地積更正 △0.04ha
38	31	河原子第一生産緑地地区	約 0.46 ha	

39	32	河原子第二生産緑地地区	約 3.69 ha	
40	33	河原子第三生産緑地地区	—	令和7年●月●日 地積更正 約0.02ha 廃止△約0.64ha
41	34	河原子第四生産緑地地区	約 0.56 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.29ha 令和7年●月●日 一部廃止△約0.11ha
42	35	河原子第五生産緑地地区	約 0.29 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.10ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.50ha
43	36	河原子第六生産緑地地区	—	令和4年7月5日 廃止△約0.82ha
44	37	河原子第七生産緑地地区	約 0.75 ha	
45	38	河原子第八生産緑地地区	—	令和元年12月20日 一部廃止△約0.32ha 令和4年7月5日 一部廃止△約0.20ha 令和7年●月●日 廃止△約0.17ha
46	39	西白井第一生産緑地地区	—	令和元年12月20日 廃止△約0.13ha
47	40	西白井第二生産緑地地区	—	令和元年12月20日 廃止△約0.06ha
48	41	西白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
49	42	西白井第四生産緑地地区	—	令和元年12月20日 廃止△約0.38ha
50	43	根第四生産緑地地区	—	平成23年7月12日 一部廃止△約0.11ha 平成30年2月16日 廃止△約0.12ha
51	44	根第五生産緑地地区	約 0.30 ha	
小 計(31地区)			約 15.50 ha	
合 計(38地区)			約 31.17 ha	